

ドーピング防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人日本相撲連盟（以下「本連盟」という。）が世界ドーピング防止規程（以下「WADA 規程」という。）及び日本ドーピング防止規程(以下「JADA 規程」という。）に基づき実施するドーピング・コントロールについて規定する。

(本連盟の責務)

第2条 本連盟は、WADA 規程に基づき、次に掲げる事項について責務を有する。

- (1) ドーピングの防止に関する方針、規則等（以下「ドーピング防止方針」という。）が WADA 規程及び JADA 規程に準拠していること。
- (2) 国内の相撲競技団体のドーピング防止方針が WADA 規程及び JADA 規程に準拠することを本連盟への加盟の条件とすること。
- (3) ドーピングの防止に関し、財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）と連携協力すること。
- (4) WADA 規程又は JADA 規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金、助成金等の交付の全部又は一部を停止すること。
- (5) ドーピングの防止に関する教育を奨励すること。
- (6) その他ドーピングの防止に関することを行うこと。

(競技者の義務)

第3条 競技者は、次に掲げる義務を有する。

- (1) 自己に適用されるドーピング防止方針を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取に応ずること。
- (3) ドーピングの防止に関し、自己が摂取し、又は使用する食品、薬品等について責任を持つこと。
- (4) 医師に対し禁止物質及び禁止方法を用いてはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、ドーピング防止方針に違反しないことを確認すること。

(競技者支援要員の義務)

第4条 競技者支援要員は、次に掲げる義務を有する。

- (1) 自己又は自己が支援する競技者に適用されるドーピング防止方針を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使して、競技者のドーピングの防止に向けた姿勢を育成すること。

(検査の分析結果の承認)

第5条 本連盟は、WADA 規程及び JADA 規程に従い、ドーピング防止機関 (JADA を含む。) が行う検査の分析結果を承認する。

(ドーピング防止規則違反)

第6条 競技者がドーピング防止規則違反 (WADA 規程第2条及び JADA 規程第2条に規定するドーピング防止規則に対する違反をいう。以下同じ。) を犯したか否かを判断するために、WADA 規程第1条から第6条まで及び第17条並びに JADA 規程第1条から第6条まで及び第17条の規定が適用される。

第7条 ドーピング防止規則違反が問われるすべての事件は、WADA 規程及び JADA 規程に即して違反の有無が判断されるものとする。

2 本連盟は、すべてのドーピング防止機関によるドーピング防止規則違反に関する認定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定が WADA 規程及び JADA 規程に従い、当該機関の正当な権限に基づく場合に限る。

(制裁措置)

第8条 本連盟は、ドーピング防止規則違反を犯したと認定された者に対し、WADA 規程第10条及び第11条並びに JADA 規程第10条及び第11条の規定に基づき制裁措置を課するものとする。

(資格の停止)

第9条 制裁措置を課された者は、本連盟理事会の議決に基づき、当該制裁措置の期間、次に掲げる資格を失う。

- (1) 日本代表選手団の選手又はその選考対象の資格
- (2) 本連盟からの交付金、助成金又は補助金の交付の全部又は一部を受ける資格
- (3) 本連盟の役職に就く資格

(違反の回数の判断)

第10条 本連盟は、違反が1回目か2回目又は3回目かを判断するに当たり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

(通知)

第11条 本連盟は、この規程に基づいて制裁措置を課した場合には、当該制裁措置の詳細を次に掲げる者に通知するものとする。

- (1) 当該制裁措置を課された者
- (2) 国際相撲連盟
- (3) WADA 及び JADA

- (4) 国際オリンピック委員会及び財団法人日本オリンピック委員会
- (5) その他本連盟が通知を必要と認める者

(不服申立て)

第12条 ドーピング防止規則違反の認定又は制裁措置に対する不服申立てについては、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

(制裁措置の取消し等)

第13条 本連盟からドーピング防止規則違反の認定を受けた者について、当該違反を犯していないことが判明した場合その他当該認定の誤りがスポーツ仲裁裁判所、日本スポーツ仲裁機構若しくはドーピング防止機関により明らかになった場合においては、本連盟は、直ちに当該認定及びその結果として課された制裁措置を取り消すとともに、第11条の規定により通知されたすべての者に対し、その旨を通知するものとする。

(解釈)

第14条 この規程中に用いられている語は、この規程で特に規定されているものを除き、WADA規程及びJADA規程で定められているところにより解釈されるものとする。

(適用)

第14条 この規程は、次の者に対して適用される。

- (1) 本連盟
- (2) 本連盟の加盟団体
- (3) 本連盟の登録会員

附 則

この規程は、平成20年6月15日から施行する。